

協議員から出された意見

第14回協議会

昭和41年都市計画決定について

意見

- ・沿線の住民はほとんど反対し、地方自治体も反対し、議会も反対している外環の都市計画がなされたのは、旧都市計画法の存在や都計審の審議員の構成、投票方法によるもの。(新協議員)
- ・たたき台や大深度方式を発表する行政の態度は、36年前と同じ。41年の経緯を反省し、これからの審議にプラスになるようにすべき。
- ・協議会は、結論を出さず場でないとしていたが、結論の出せるものは出していくべき。(濱本協議員)
- ・当時の都市計画決定の手続きは、不備であったと思うが、そういった社会状況にあったことも事実。
- ・手続き論的には合法的に行われたという認識。
- ・国や都の調査検討は昭和35年頃から行われてきたことも事実。
- ・地元に知らされたのが都計審が行われる直前であった。
- ・行政がどうあるべきか、民主主義のあり方を教訓としてとらえるべき。(倉田協議員)
- ・30年も40年も経ってしまうとももの見方、将来に対する見通しも変わってくる、都市計画も必要となきに見直すべき。(栗林協議員)
- ・平成13年5月に大臣も「住民との話し合いがなく線引きしたこと自体にも反省すべき点はあった」と答弁しているように気持ちは大臣と同じである。
- ・当時の進め方について反省し、幅広く議論を進めていくため、それに必要な信頼感を深めていくことが非常に重要と認識している。
- ・P I協議会の場として成果を出していきたいという気持ちはある。(大寺協議員)
- ・都市計画について、当時決めたことはひっくり返すことにならないが、都市計画決定以前の形態から話しをしており、具体的な議論を進めていきたい。(成田協議員)
- ・P Iに対する基本姿勢はいいが、個別のところでは、いろいろな課題があるので真摯に受け止めていただきたい。(武田協議員)
- ・石神井公園のそばを通るようになっていたが、都議会の先生と区議会が関係していて、今現在の上石神井駅のところになった。(須山協議員)

外環練馬区間の計画時の状況把握と現状について

意見

- ・都市計画の変更の際、東京都からの意見照会に対して練馬区としてまとめたものであり、谷原対策、放射7号線以南の再検討、関越自動車道の交通の広域的分散、覆蓋構造等の採用、環境施設帯の設置、交通施設計画との調整、周辺地域の整備、地域地区の見直し、周辺地域のまちづくり、「区画整理を施工すべき区域」内の取扱い、白子川改修計画との調整、大気汚染の測定結果等21項目の条件の中で達成されているもの、達成されていないもの、今努力しているものがある。(水上協議員)
- ・笹目通りに関しては解消され、目白通り側の渋滞解消が当面の課題であるが、大泉の問題、谷原の問題は、それぞれの別々の問題からその後一体となった。(成田協議員)
- ・谷原交差点と大泉交差点は別。ただし、それらが一緒になって複合的なマイナスを出している。(武田協議員)

その他

- ・司会進行について、協議員の中から順番にするなどの議論をすべき。 (湯山協議員)
- ・井荻の立体交差点で、地下水の問題がどうなっているのか、計画から現状までの資料を出すべき。 (濱本協議員)
- ・事後調査報告書の中で、大気汚染について予測結果よりも高くなっているがどういう平均値でとっているのか、基準を知りたい。 (新協議員)
- 意見
・資料がほとんどない、情報がないままアンケートをしているので、観念的にしか答えられないのでは。
- ・P I 協議会の議論が進んだところで、住民の皆さんの意見を聞くアンケートをすべき。 (栗林協議員)
- ・外環の必要性を判断するための情報がまだ十分でない。この段階でアンケートをとっても全く意味がない。 (江崎協議員)
- ・運営懇談会を協議会の前に必ずやってほしい。何を議論するか調整すべき。
- ・どういう計算で3000億円になったのか、計算方法だけでなく数値で示すべき。 (濱本協議員)